

【都城市測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱】逐条解説

平成２８年４月

都 城 市

都城市測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱

(目的)

第1条 この告示は、都城市財務規則（平成18年規則第65号）第156条の規定に基づき、市が発注する測量業務、建築設計業務、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務及び地質調査業務（以下「測量・建設コンサルタント業務等」という。）の指名競争入札参加者の指名基準について、必要な事項を定めることにより、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

【趣旨】

本市においては、財務規則第156条において「別に定める」と規定され、「別の定め」として、「都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱」第8条に【指名競争入札における指名基準】として規定していました。しかし、「指名基準」といえるものでなかったため、指名競争入札の透明性を高め、厳正かつ公平な執行を図ることを目的として、より具体的な基準を明記した本告示を制定することとしました。

また、測量・建設コンサルタント業務等は、税金を原資とすることから、受注者の決定等に至る行政内部の事務執行や指名基準を公表することで、市民に対する説明責任の履行を確保するとともに、不正行為の未然防止を図ることにもなります。

(指名業者の選定)

第2条 指名業者の選定に当たっては、特別な事情がある場合を除き、都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱（平成23年度告示第311号）第5条第1項に規定する建設業者等有資格業者名簿に登載されている有資格業者を選定する。この場合において、業務の適正な履行に必要な資格や条件等を判断し、類似の履行実績や保有する資格等を判断した上で選定するものとする。

【趣旨】

本条では、指名競争入札の指名の対象となり得る事業者を規定しています。

また、名簿に登載されている事業者であっても指名停止期間中の事業者等は、指名を回避することとなりますが、選定の対象外となる事業者については、第4条に規定されています。

○有資格業者について

本市では、「都城市建設工事等の競争入札に係る参加資格等に関する要綱」で競争入札参加者の資格を定めており、審査の結果、入札参加資格を有すると認定された事業者が【建設業者等有資格業者名簿】に登載されています。このため、指名競争入札の業者選定に当たっては、この名簿に登載されている事業者の中から選定することとなります。

○登録業種及び部門について

業務の業種については、各法律又は登録規程に基づく登録を受けている事業者からとし、又建設コンサルタント及び補償コンサルタントについては、各部門の登録を受けている事業者から選定することになります。

○履行能力について

当該業務内容を精査し、業務に当たって必要な技術者の保有状況や過去の類似業務の履行実績の有無を確認した上で、該当した事業者の中から選定することとなります。

(優先指名)

第3条 前条の規定に基づき指名業者を選定する場合において、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に定める者を優先して選定することができるものとする。

(1) 電子入札システムの利用

有効期間内の電子証明書（ＩＣカード）を所持し、都城市電子入札システムに利用者登録をしている者。

(2) 所在地区分

市内に主たる営業所を有する者。これに次いで市内に従たる営業所を有する者、県内に主たる営業所を有する者、県内に従たる営業所を有する者。

【趣旨】

本条は、第2条に規定している指名競争入札の指名対象となる事業者の中から選定を行う際に、優先することができる事項を規定しています。

なお、本条の規定を適用する際は、談合等のほう助とならないよう、指名業者が容易に推定されないようにすることが前提となります。

① 第1号関係（電子入札システムの利用）

本市は、市及び入札参加者の業務効率を大きく向上させるとともに、談合の未然防止につながるものとして、電子入札システムを導入しています。入札を執行する際に電子入札システムを利用していない事業者が参加していた場合、このメリットは大きく低下します。このため、電子入札システムを利用できる状態にある事業者（※システムの利用者登録をしてもＩＣカードの有効期限を過ぎている場合は、利用できません。）を優先することとしたものです。

② 第2号関係（所在地区分）

「市内に主たる営業所」とは、市内に本店を有する営業所をいい、「市内に従たる営業所」とは、市内に本店でない営業所をいい、「県内に主たる営業所」とは、都城市を除く県内に本店を有する営業所をいい、「県内に従たる営業所」とは、都城市を除く県内に本店でない営業所をいいます。

(指名業者の選定の制限)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、選定の対象としない。

- (1) 都城市建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置に関する要綱（平成17年度告示第28号）第3条第1項の規定により入札参加資格停止期間中の者
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (3) 賃金不払があり、当該状態が継続していることが確認された者
- (4) 発注業務と同業種の入札について、参加できない旨の届出のある者
- (5) 同一の発注業務において、次に掲げる事項のいずれかに該当する2者以上の者のうちの1者を選定した場合の当該1者以外の者

ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の代表権を有する者又は役員（持株会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役員及び法人格のある各種組合の理事をいう。ただし、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下「役員等」という。）が他方の会社の役員等を現に兼ねている場合（一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

エ 一方の会社の役員等が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

オ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と夫婦関係にある場合

カ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と同一の住所地（同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。）に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にある場合

- (6) 発注業務と同一年度かつ同業種の市の直近の入札において、連続で辞退があり、選定しても辞退する可能性が高いと思われる者

【趣旨】

指名業者の選定に当たっては、第2条に規定する事業者の中から本条に規定する事項に該当する事業者を除いて選定します。

① 第1号関係

指名停止期間中の事業者は、当然、選定の対象となりません。

② 第2号関係

公的機関から税や年金等の滞納による債権の照会があった事業者で、当該滞納が解消される見込みのないなどして、経営状況が著しく不健全であると認められる事業者については、業務の適正な履行ができないおそれがあるため、選定の対象となりません。

③ 第3号関係

前号に規定する経営状況が著しく不健全である場合や経営状況が不健全でなくとも、賃金不払等が問題になる事業所があります。これらの多くは、賃金不払残業（サービス残業）であり、賃金不払残業は、長時間労働や過重労働の温床ともなります。このため、賃金不払問題があり、これらが解消されない事業者については、選定の対象となりません。

④ 第4号関係

入札に参加できない旨の届出のある事業者については、指名しても辞退して競争性が低下するだけなので選定の対象となりません。

⑤ 第5号関係

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資金的関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加えることとしたものです。

⑥ 第6号関係

同一年度かつ同業種の市の直近の入札において、連続で辞退があった事業者は、次の入札で選定しても辞退する可能性が高いため、競争性の低下につながるよう、指名を回避します。

(指名業者数)

第5条 第2条の規定により選定する指名業者の数は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 設計金額 500 万円未満の測量・建設コンサルタント業務等 6 者以上
- (2) 設計金額 500 万円以上の測量・建設コンサルタント業務等 8 者以上

【趣旨】

選定する指名業者数は、設計金額により 6 者以上又は 8 者以上とします。

なお、「○者以上」としているのは、選定する最低限の数が「○者」であって、それ以上の数を選定することもあります。発注業務内容により選定対象となる業種（建設コンサルタント及び補償コンサルタントについては、各部門）の履行実績がある事業者が少ない場合や、年間を通して発注件数が極端に少ないと認められる場合は、必要に応じて指名業者数を変更します。